

瀬戸市表彰審査委員会運営規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第21号

瀬戸市表彰審査委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 公益功労表彰の受賞者の選考についての審議に関すること。
- (2) 市政功労表彰の受賞者の選考についての審議に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長の職にある者
- (2) 教育委員会委員長の職にある者
- (3) 瀬戸商工会議所の代表者
- (4) 瀬戸市社会福祉協議会の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条で規定する担当事務の終了をもって終わるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(議事録)

第6条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部秘書室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。